

議案第 1 号 秋田市屋外広告物条例の一部改正の概要

1 秋田市屋外広告物条例の一部改正

(発電用風力設備における広告物の制限内容の変更)

(1) 秋田市屋外広告物条例第 4 条第 2 項第 8 号「禁止地域等」の変更

禁止地域等に指定している発電用風力設備（以下「風車」という。）について、風車全体から、風車の柱部分に限定して禁止地域等に指定するものである。

現 行	改 正 案
発電用風力設備 全体が禁止	広告物の表示を禁止する部分を柱部分に限定する。

